

[事案 2023-156] 損害賠償請求

・令和6年5月21日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、既払保険料相当額の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年2月に医療保険(契約①)を契約し、平成27年9月に入院保険(契約②)および定期保険(契約③)を契約し、同日、契約①を解約した。その後、令和4年6月に契約②③を解約したが、以下の理由により、契約②③の既払保険料相当額を賠償してほしい。

- (1)募集人は、契約①にはがん入院特約が付されていたにもかかわらず、それを説明しなかった上、契約①では日帰り手術に手術給付金が出たが、契約②では日帰り手術は給付金が出ないにもかかわらず、これを説明せず勧誘した。
- (2)募集人から、契約③は終身保険ではなくなったことの説明がなかった。税務上は資産性のある保険は考慮できないということを認識しておらず、経費算入するためには定期保険にしないといけないうことが募集人から説明されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約②③の設計書を手交した上、両契約につき、申立人は、ご契約のしおり・約款については申立人がウェブサイトから閲覧すること、重要事項説明書類を受領し説明を受けたことについてチェック・押印をしていること等から、募集人は申込手続において、必要な説明や書類の交付を行った。
- (2)募集人は、契約①②の手術給付金の給付条件の違いについて説明した。契約③については、申立人の要望を受けて選択したものであり、募集人は経理処理のために保険期間についても正しく説明した。申立人代表者が確認書類に押印したこと等から払込期間の説明はなされていた。受領した保険証券にも保険期間が記載されていた。
- (3)両契約は口頭で申立人の同意が得られており、契約③については、申立人の意向に沿った内容であること等についてチェック・押印がなされている。
- (4)契約②③の保障期間において保障の利益を受けているので、既払保険料合計額が損害とはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約②③の契約当時の説明状況を確認するため、申立人代表者および申立人代理人、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本件では、契約概要書面の申立人代表者名の表記が、必要以上に馴れ馴れしく相手をもて

はやすかのような印象のものになっており、その結果、募集人と申立人代表者が気安い間柄であることが契約説明の場でも強調されて緊張感を欠き、説明不足も許されかねない雰囲気形成してしまったと推測され、募集人が個人的関係に甘えて申立人代表者が十分に理解できるような説明を怠ったことが疑われる。

- (2)LINE 履歴によれば、本契約では、外来手術では手術給付金の給付対象とならないが、日帰り入院なら給付対象となるとの前提で、募集人が申立人代表者に対して「なんとか『日帰り入院』にしてもらって」とアドバイスしている。しかし、医師に事実と異なる証明をなさせようとするのはあってはならず、そのような医師への働きかけを募集人が勧めるのは、きわめて不適切と言わざるを得ない。